

# 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめの概要

## 第1章 今後の治水対策の方向性

- 1. 1 財政逼迫等の社会情勢の変化
- 1. 2 治水目標と河川整備の進め方
- 1. 3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方
- 1. 4 流域と一体となった治水対策のあり方
- 1. 5 既設の施設の有効活用と機能の向上

## 第2章 個別ダム検証の理念

- 2. 1 検証の背景
- 2. 2 検証に当たっての基本的な考え方

## 第3章 3. 2

### 国土交通大臣が個別ダム検証の検討を指示、要請

#### 検討主体による個別ダムの検証に係る検討

#### 目的別の検討

#### (洪水調節の例)

#### 第5章 複数の治水対策案の立案

- ダム案とダム以外の案を立案する
- 各治水対策案は、河川を中心とした対策に加え流域を中心とした対策を含めて様々な方策を組み合わせて立案する
- ※中間とりまとめでは26の方策(ダム、遊水地、雨水貯留・浸透施設、霞堤等)を提示

治水対策案が多い場合

#### 第6章 概略評価による治水対策案の抽出

2~5案程度に抽出

#### 第7章 治水対策案を評価軸ごとに評価

- 治水対策案を環境への影響などの様々な評価軸で検討する
- ※中間とりまとめでは7の評価軸(コスト、実現性、環境への影響等)を提示

#### 第9章9. 1 目的別の総合評価(洪水調節)

#### 第9章9. 2 検証対象ダムの総合的な評価

#### 第3章3. 5 対応方針(案)等の決定

#### 第10章10. 1 検討主体から本省への検討結果の報告

#### 第10章 10. 2 有識者会議の意見

#### 第10章 10. 2 国土交通大臣が再検討の指示又は要請

中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合

#### 第10章10. 3 河川整備計画変更等の手続き

中止等の場合

#### 第10章10. 2 本省による対応方針の決定

#### 第3章3. 4

検討主体は、次のような進め方で検討を行う

- 関係地方公共団体からなる検討の場の設置
- 情報公開、パブリックコメントの実施
- 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取

#### 第3章3. 5

検討主体は、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)等を決定する

#### 第4章

検証対象ダム事業等の点検

第8章 8.1 ~ 8.3

新規利水の観点からの検討

第8章 8.4

流水の正常な機能の維持の観点からの検討

第8章 8.5

その他の目的に応じた検討